③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年11月10日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成22年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

ただし、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）道路橋（Ａ活荷重以上)又は鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。

イ）橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

ウ）架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」(昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「福岡208号三池港ＩＣ南橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」、「大分212号三光本耶馬渓道路長野橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年10月14日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長　櫻井　雅和

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　11

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

財務局のガバメントソリューションサービスへの移行に伴う個別機能の整備、移行支援等業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年11月４日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東財務局総務部業務管理課　松原　慎　電話048―600―1093

メール　e-gyoumukanrika@kt.lfb-mof.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで

⑵　交付方法　電子メールまたは上記２⑵に示す場所にて交付する。電子メールでの交付を希望する場合は上記２⑵に示す電子メールアドレス宛に、調達件名・会社名・担当者名・連絡先・仕様書案の交付を希望する旨を記載したメールを送信の上、担当者まで電話連絡をすること。

４　仕様書案の説明会

実施しない。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Development of individual functions and migration support associated with the transition to the Government Solution Services for the Local Finance Bureaus, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　4th, November, 2025

⑷　Contact point for the notice : MATSUBARA Makoto, Inspection and ADP Management Division, General Affairs Department, Kanto Local Finance Bureau, Saitama-Shintoshin National Government Building Tower1, 1―1 Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-city, Saitama　330―9716, Japan TEL 048―600―1093

E-mail e-gyoumukanrika@kt.lfb-mof.go.jp

意見招請に関する公示

次のとおり特定役務の調達に係る仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年10月14日

支出負担行為担当官

九州財務局総務部長　小川　恭史

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　43

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

「熊本地方合同庁舎入退館管理システム賃貸借及び保守契約」一式

２　意見の提出方法

⑴　提出期限　令和７年11月４日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒860―8585 熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号熊本地方合同庁舎Ａ棟１階　九州財務局総務部合同庁舎管理官付合同庁舎管理第一係長　森元　天太　電話096―353―6351　内線1101

メール　GOUTYOUKANRIKAN@ks.lfb-mof.go.jp